

2021 年目標 T A C 中小企業診断士講座 『中小企業経営・政策』 正誤表

2021/5/11 更新

※当正誤表は中小企業診断士講座全コース共通のものになります。
 ※教材によっては、お申込みのコースに含まれないものもございます。詳しくは受講ガイドにてご確認ください。
 ※更新日は正誤表に掲載した日付となります。**最新版は TAC WEB SCHOOL のマイページ「正誤情報」**をご確認ください。

更新日	教材／ページ・行	誤	正
■基本テキスト			
5/11	P255 ②▶農商工等連携事業計画に基づく支援措置 1～2 行目	融資（日本政策金融公庫の低利融資等）、中小企業信用保険法の特例、 <u>直接金融（中小企業投資育成株式会社法の特例）、食品等流通合理化促進機構による～</u>	融資（日本政策金融公庫の低利融資等）、中小企業信用保険法の特例、 <u>食品等流通合理化促進機構による～</u> ※「 <u>直接金融（中小企業投資育成株式会社法の特例）</u> 」を削除してください。
■上級テキスト 下巻			
5/11	P171 2) の①	2) 支援措置（令和 2 年度実績） ①農商工等連携事業計画に基づく支援措置 融資（日本政策金融公庫の低利融資等）、中小企業信用保険法の特例、 <u>直接金融（中小企業投資育成株式会社法の特例）、食品等流通合理化促進機構による債務保証等が講じられる。</u>	2) 支援措置（令和 3 年度実績） ①農商工等連携事業計画に基づく支援措置 融資（日本政策金融公庫の低利融資等）、中小企業信用保険法の特例、 <u>食品等流通合理化促進機構による債務保証等が講じられる。</u> ※「 <u>直接金融（中小企業投資育成株式会社法の特例）</u> 」を削除してください。
■養成答練 解答・解説			
5/11	P16 第 22 問 選択肢工の解説	中小企業投資育成株式会社法の特例（資本金 3 億円超の株式会社も中小企業投資育成株式会社法の株式引受け等の対象になること）は、 <u>農商工等連携事業計画の支援策にはあるが、農商工等連携支援事業計画の支援策にはない。</u>	中小企業投資育成株式会社法の特例（資本金 3 億円超の株式会社も中小企業投資育成株式会社法の株式引受け等の対象になること）は、 <u>農商工等連携事業計画・農商工等連携支援事業計画のいずれの支援策にも用意されていない。</u>
※上記については「制度改正表」に掲載していますが、制度改正ではなく「正誤」になります。			

【掲載済み】2021 年合格目標『中小企業経営・政策』正誤表一覧

更新日	教材／ページ・行	誤	正
■基本テキスト			
1/20	表 2 進捗表 タイトル	2020 年合格目標	2021 年合格目標 ※目標年度に誤りがありました
4/2	P186 下から 4 行目	～。なお、 <u>中小企業白書 2020 年版</u> では、～	～。なお、 <u>小規模企業白書 2020 年版</u> では、～
4/27	P255 ③▶のタイトル	<u>商工等連携支援事業計画</u> に基づく支援措置	<u>農商工等連携支援事業計画</u> に基づく支援措置
4/2	P258 ③認定情報処理支援機関（スマート SME サポーター） 1 行目	中小企業（SME : Small and Medium Enterprises）の生産性向上に～	中小企業（SME : Small and Medium-sized Enterprises）の生産性向上に～
■1 次上級テキスト（下巻）			
4/2	P110 3. 小規模事業者における地域資源の活用 2～3 行目	～。なお、 <u>中小企業白書 2020 年版</u> では、～	～。なお、 <u>小規模企業白書 2020 年版</u> では、～

2021年目標 TAC中小企業診断士講座 『中小企業経営・政策』 正誤表

■トレーニング			
4/2	P30 Q1-3-07 選択肢ウ	A: 対外交渉力の向上 B: <u>環境・エネルギー</u>	A: 対外交渉力の向上 B: <u>対外交渉力の向上</u>
4/2	P133 A1-3-12 1行目	2015年において、 <u>おける出願</u> と同時に～	2015年において、 <u>出願</u> と同時に～
4/2	P134 A1-3-18 3行目	～と、「B to B企業」(=空欄A)の <u>ほうが多い。</u>	～と、「B to B企業」(=空欄A)の <u>ほうが多い。</u>

正誤を発生させてしまいまして誠に申し訳ございません。ご確認の上、訂正いただきますようお願い申し上げます。